

JP-MIRAI 責任ある外国人労働者受入れのための研修会シリーズ  
在留外国人支援の基礎講座  
～ 九州における外国人支援の発展と協働を目指して ～

# 外国人支援を行う際に 知っておきたい在留資格の基礎知識

2022年10月17日

JP-MIRAI アシスト 専門相談員 / 行政書士  
笠間由美子

(TEL: 044-920-9521 メール: OFFICE@KASAMAYUMIKO-OFFICE.JP)



# Part 1



## 外国人労働者の支援を 検討する際の視点

～第2部 事例検討の振り返りの一助として～

第2部で検討したような、  
様々な“課題”や“悲劇”を  
防ぐためには、

- どの段階で
- 誰が
- どんな対応

を取れるでしょうか…。

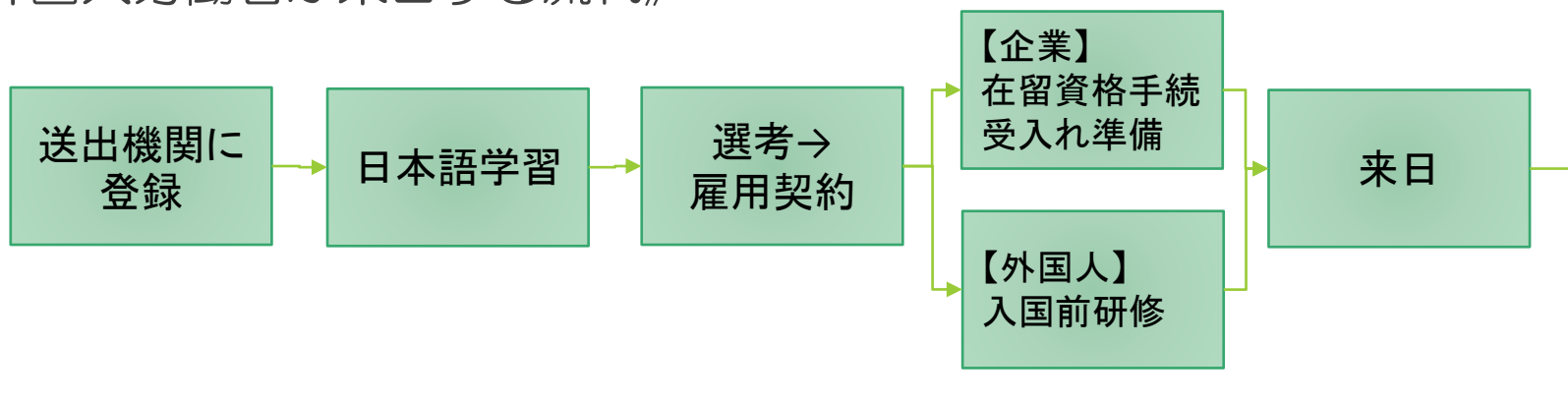


# 検討の視点①

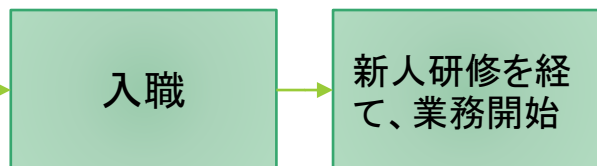
# 一連の流れ

《外国人労働者が来日する流れ》

本国

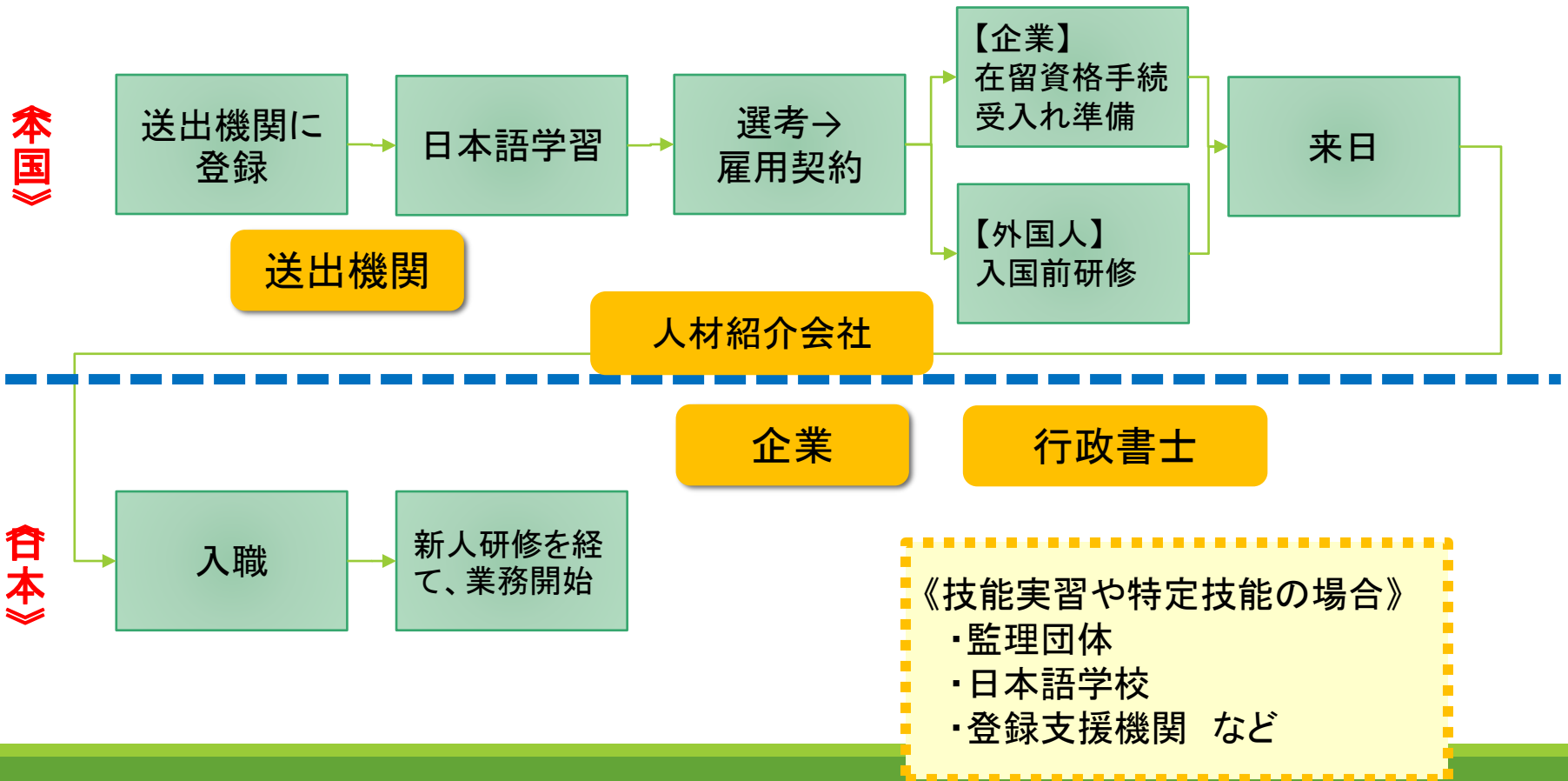


日本



原因が、現在にあるとは限らない・・・

# 検討の視点② 多くのステークホルダー



## 検討の視点③

## 就労中のいろいろ

- 日本語のレベル
- 日本人社員とのコミュニケーション
- 働くことに対する価値観の違い  
(評価されない、昇進・昇給が遅い…)
- 居場所、孤独感
- 雇用条件と実態のギャップ  
(賃金、労働時間、休み、業務内容、勤務場所など)
- 企業における法令遵守の意識、実態
- 労災



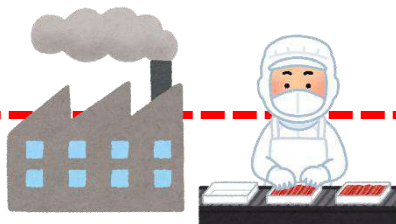
etc.

# 検討の視点④

## 在留資格がいろいろ → 制度・ルールがいろいろ



### 《工場内》



#### フ 「技術・人文知識・国際業務」 (理系総合職)

大学等で学んだ専門知識を活かした業務

- ・ R&D
- ・ 技術営業
- ・ 品質管理
- ・ 工程管理
- ・ 製造用機械/システム構築とメンテ など

#### フ 「技能実習 1～3号」 実習生

- ・ 加工作業 (必須作業/関連作業/周辺作業)
- ・ 1号: 修了時、初級合格が必要
- ・ 2号: 修了時、専門級合格が必要
- ・ 3号: 修了時、上級受験が必要
- ・ 3～5年
- ・ 2号修了者は特定技能1号に移行が可能

#### フ パ 「身分系」

加工作業など  
(仕事の内容に全く制限なし)

#### フ 「特定活動46号」

- 日本語を使った業務
- ・ 外国人社員の指導・管理

#### フ 「特定技能1号」の 外国人

- ・ 加工作業 (技能実習より高度) あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務 (附随的に)
- ・ 技能試験+日本語試験に合格する必要あり
- ・ 建設や造船・船用工業以外の分野でも「特定技能2号」の導入が検討されている

#### パ 「留学」 アルバイト

- ・ 加工作業
- ・ 週28時間  
(学校の長期休暇時: 1日8時間)

### 《事務所内》

#### フ 「技術・人文知識・国際業務」 (文系総合職)

大学等で学んだ専門知識を活かした業務

- ・ 営業 (国内/海外)
- ・ 企画・マーケティング
- ・ 経理・財務・人事・総務
- ・ システム担当・管理業務 など

#### フ パ 「身分系」

- ・ 一般事務など  
(仕事の内容に制限なし)

#### パ 「留学」 アルバイト

- ・ 一般事務
- ・ 週28時間  
(学校の長期休暇時: 1日8時間)

● フ: フルタイム

● パ: パート/アルバイト

# 検討の視点⑤

## 就労時間外のいろいろ ～生活者として～

- **日常生活**における相談(生活ルール、地域トラブル…)
  - 配偶者や子など**家族の日本語**の課題
  - **健康上**の相談(病気・妊娠・怪我等)、  
**メンタルヘルス**の相談(うつ・依存症など)
  - **新型コロナウイルス感染症**関連の相談
  - **社会福祉**に関する相談、**家庭内問題**に関する相談(DVなど)
  - **子どもの教育、進路**に関する相談(進学、日本語教育、いじめ等)
  - **災害**に関する相談
  - **行政手続、在留資格**・関連制度に関する相談
  - **就職・転職**などに関する相談
- etc.



# 《まとめ》

多角的な視点からケア、支援することが必要！

- 現況、現実に即した説明・募集
- 「日本で働くということ」について**事前研修**
- 「外国人社員を受け入れること」についての**社内事前研修**
- **業務指導**の体制（人、マニュアルなど）
- **相談体制**、定期面談、メンター制度、息抜き、メンタルヘルス
- ジョブディスクリプション、**評価体制**の見直し
- **一人**で来るケース
- 企業（特に中小企業）に対しての**サポートの仕組み**
- **日本での生活**のサポート
- **家族のケア**

などなど

一連の流れを、継続的にウォッチ、  
サポートする体制が必要！

予防



救済

様々なステークホルダーが連携して、  
この流れを作っていきましょう！



# Part 2



## 外国人支援をする際に 知っておきたい 在留資格の基礎知識

日本で暮らす  
外国人の  
ライフライン！



# 在留資格一覽表

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素材形産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等


## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。


# 在留資格の3つのルール

## ①必ず1つ取得


- ・ 在留資格ごとに定められた条件を満たすことを確認し、必要書類を揃えて、入管に申請
- ・ 在留資格がない = 不法滞在  日本から退去という話に



## ②在留資格ごとに、できること/できないことが決まっている

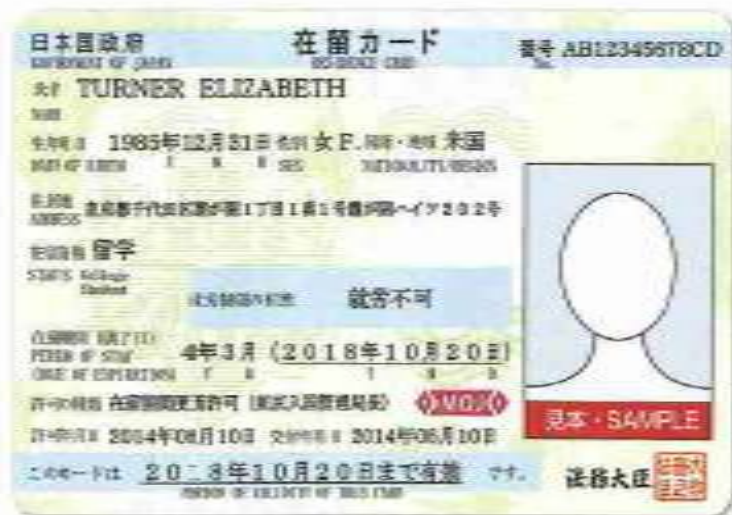
- ・ 特に、収入・報酬を得る活動 (= 仕事) については厳格なルールあり
- ・ 2つのグループに分類される
- ・ できない仕事をしてしまう = 資格外活動  日本から退去という話に

## ③在留期限がある

- ・ 条件を満たせば更新が可能
- ・ 期限の上限が決まっている在留資格もあるので注意
- ・ 期限を超えて滞在 = オーバーステイ  日本から退去という話に

# 基本事項は 「在留カード」でチェック！

(カード表面)



(カード裏面)





# 外国人就労者の状況

《厚労省発表 令和3年10月末時点》

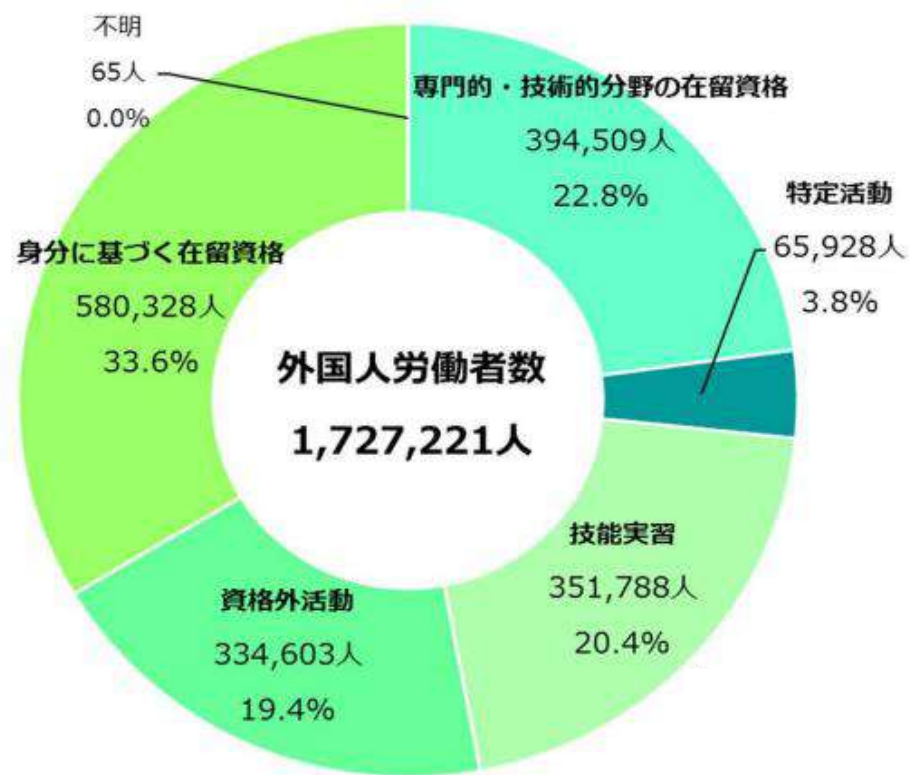
■ 総数 1,727,221人

■ 労働者数が多い上位3か国

		構成比
1位	ベトナム 453,344人	26.2%
2位	中国 397,084人	23.0%
3位	フィリピン 191,083人	11.1%

■ 労働者数が多い上位4都道府県

1位	東京 485,382人	28.1%
2位	愛知 117,769人	10.3%
3位	大阪 111,862人	6.5%
4位	神奈川 100,592人	6.5%

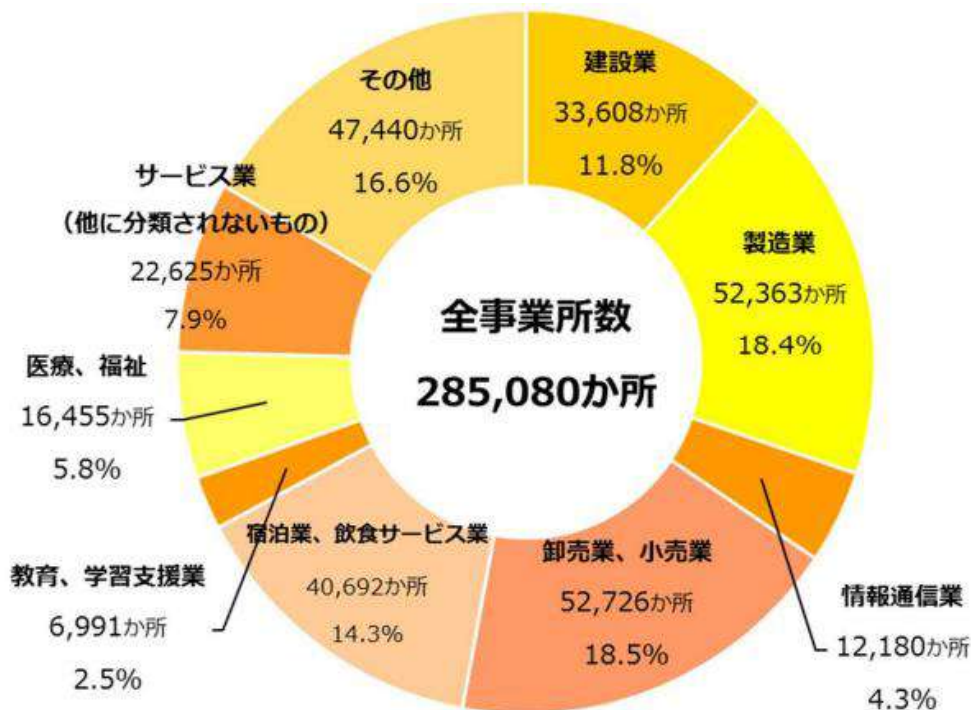


(厚労省「外国人雇用状況の届出状況」(令和3年10月末現在)より)

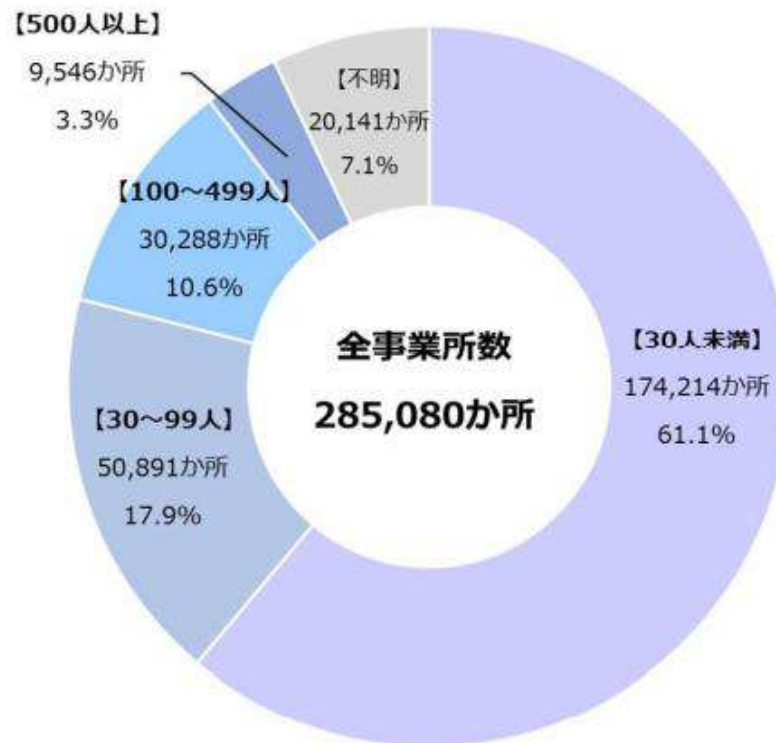
# 外国人就労者の状況

(厚労省「外国人雇用状況の届出状況」(令和3年10月末現在)より)

## ▶ 産業別



## ▶ 事業所規模別





# 様々な分野で、事業規模を問わず、 外国人雇用が進んでいます！

Why 外国人？

- ① やる気・高い意欲がある、欲しい人材がいる！
- ② 若い人材を雇用できる！
- ③ 社内が活性化！日本人が変わった！
- ④ 日本語が拙い外国人に業務を教える過程で、  
業務が効率化！
- ⑤ 外国人ならではの新しい視点が加わり、  
新しい事業、新しい商品・サービスが実現！
- ⑥ 海外という新しい市場へのきっかけに！

# 働く外国人の「在留資格」

## ①理系・文系の総合職

エンジニア、マーケティング、営業（国内・海外）、  
コンサルタント、翻訳・通訳、輸出入業務など



**「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職1号・2号」など**

## ②語学の教師

**「教育」「教授」「技術・人文知識・国際業務」など**



## ③コックさん

**「技能」（特定の外国料理）、「特定技能（外食）」など**



## ④介護職員

**「介護」「特定技能（介護）」「技能実習」「特定活動（EPA）」、  
「永住者」「定住者」などの身分系の在留資格**

**⑤工場労働者 「技能実習」、「特定技能1号」、留学生の資格外活動など**

**⑥会社経営者 「経営・管理」「高度専門職1号・2号」など**

# 製造業の会社の仕事と在留資格の関連図



## 《工場内》



### フ 「技術・人文知識・国際業務」 (理系総合職)

大学等で学んだ専門知識を活かした業務

- ・ R&D ・ 技術営業
- ・ 品質管理 ・ 工程管理
- ・ 製造用機械/システム構築とメンテ など

### フ 「技能実習 1～3号」 実習生

- ・ 加工作業 (必須作業/関連作業/周辺作業)
- ・ 1号: 修了時、初級合格が必要
- ・ 2号: 修了時、専門級合格が必要
- ・ 3号: 修了時、上級受験が必要
- ・ 3～5年
- ・ 2号修了者は特定技能1号に移行が可能

### フ パ 「身分系」

加工作業など  
(仕事の内容に全く制限なし)

### フ 「特定活動46号」

- 日本語を使った業務
- ・ 外国人社員の指導・管理

### フ 「特定技能1号」の 外国人

- ・ 加工作業 (技能実習より高度) あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務 (附随的に)
- ・ 技能試験+日本語試験に合格する必要あり
- ・ 建設や造船・舶用工業以外の分野でも「特定技能2号」の導入が検討されている

### パ 「留学」 アルバイト

- ・ 加工作業
- ・ 週28時間  
(学校の長期休暇時: 1日8時間)

## 《事務所内》

### フ 「技術・人文知識・国際業務」 (文系総合職)

大学等で学んだ専門知識を活かした業務

- ・ 営業 (国内/海外)
- ・ 企画・マーケティング
- ・ 経理・財務・人事・総務
- ・ システム担当・管理業務 など

### フ パ 「身分系」

- ・ 一般事務など  
(仕事の内容に制限なし)

### パ 「留学」 アルバイト

- ・ 一般事務
- ・ 週28時間  
(学校の長期休暇時: 1日8時間)

● フ: フルタイム

● パ: パート/アルバイト

# 《まとめ》



①外国人の方々、そして外国人を雇う企業は、**在留資格のルール**を知り、これを守って働く/雇用する必要がある！

②“外国人労働者”と言っても、**いろんな方々**がいる！

# Part 3



## 外国人労働者が直面する課題

### 人生いろいろ

～日本で長く働くうちに、  
変わる生活、変わるライフステージ～

# ベトナム人ホアさん（女性）の ライフステージを見てみよう！

## ①留学生として来日

- まず日本語学校に入学。2年間日本語を勉強。
- その後、大学に進学し、経営学を学ぶ。
- 学生時代は、週28時間、居酒屋でアルバイト。

日本のアニメが大好きだった  
ことがきっかけで、日本語を  
勉強しました。

日本で沢山勉強して、将来  
ベトナムと日本の架け橋になる  
ような仕事をしたいです！





## ②日本で就職！

製造業の会社に就職。「経営学」の専攻と語学力を活かして、海外営業担当に！在留資格は「技術・人文知識・国際業務」に。

### ◆なかなか大変だった就職活動！

7割の留学生が日本で働きたいと思うのに、3割しか就職できない現実

- ・外国人向けの求人が少ない（求人票が日本語でしか書かれていない…）
- ・日本の就職活動の仕組みが分からない
- ・N1、N2など、日本企業が必要以上に高い日本語レベルを求める
- ・在留資格の条件が厳しい などなど

### ◆入社後の苦勞

- ・外国人社員の受入れ体制が整っていない企業の場合→孤独感
- ・仕事に対する価値観の違い

→日本企業でのキャリアアップが見込めなさそう！？  
（仕事の評価基準やキャリアパスに関する意識のズレ）

★人手不足解消だけでなく、多様な人を適材適所で活かす  
「ダイバーシティ経営」という発想が、採用する側の企業にも必要です！



## ③結婚

留学時代の同級生のネパール人クマルさんと結婚！  
彼はIT企業でエンジニアとして勤務中。

### ①まず日本の役所で**婚姻届提出**

→その後、ベトナム、ネパール側での手続き。

※外国で先に婚姻届を提出する場合があります

### ②**結婚後の在留資格は？**

#### 選択肢 1

フルタイムで働き続けるクマルさんも、ホアさんも、  
「技術・人文知識・国際業務」のまま。

#### 選択肢 2

ホアさんは仕事をセーブして、扶養に入る場合、  
「家族滞在」という在留資格への変更が可能。





# 結婚して家族と暮らす 外国人の「在留資格」

**扶養を受けて暮らす場合、誰と結婚するかによって  
「在留資格」が変わる！**

- ・ 就労系の配偶者⇒「家族滞在」
- ・ 日本人の配偶者⇒「日本人の配偶者等」
- ・ 永住者の配偶者⇒「永住者の配偶者等」
- ・ 定住者の配偶者⇒「定住者」

※配偶者と紐づかない、自分独自の在留資格を持つ人も



## ④出産

### ★日本で生まれた子どもたちの大切な3つの手続き

① **出生届**@市区町村

② **在留資格取得申請**@入管 (外国籍の場合)

※60日を超えて日本に滞在する場合は、30日以内に申請を！

③ **本国の大使館での届出**@大使館 (外国籍の場合)

★参照★ (公財) かながわ国際交流財団 (KIF)

外国人住民のための子育て支援サイト (多言語で掲載)

<https://www.kifjp.org/child/threeprocedure>



# ⑤病気等で失職・・・

## 在留資格はどうなる??

- ◆クマルさん「技術・人文知識・国際業務」 & ホアさん「技術・人文知識・国際業務」の場合

→失職した方が「家族滞在」に変更する選択肢あり。

- ◆クマルさん「技術・人文知識・国際業務」 & ホアさん「家族滞在」（扶養を受ける家族の在留資格）の場合

→クマルさんが失職すると…

選択肢①クマルさん、3か月以内に転職先を探す！

選択肢②3か月以内に別の在留資格への変更の可能性を探る！

選択肢③一家で帰国する

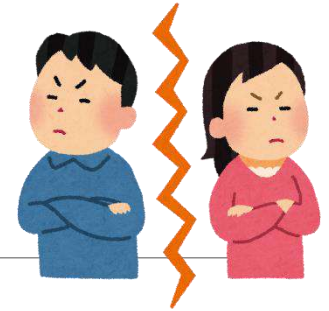


★基本的に、生計能力がない方の在留資格は認められない方向です。  
しかしながら、“**人道的な理由**”等があれば、それを訴えて、許可の方向に導くことができる可能性があります。

★コロナ禍においては、入管が様々な“**救済措置**”を用意しました！



## ⑥離婚危機！？



### 在留資格はどうなる??

- ◆クマルさん「技術・人文知識・国際業務」 & ホアさん「技術・人文知識・国際業務」の場合  
→離婚しても、双方そのまま。
- ◆クマルさん「技術・人文知識・国際業務」 & ホアさん「**家族滞在**」（**扶養を受ける家族の在留資格**）の場合  
→ホアさんは、離婚後、
  - ①14日以内に入管に離婚について届出
  - ②3か月以内に、在留資格を別の在留資格に変更する必要あり！

# ⑦日本に長く住みたい！



	永住	帰化
どういうこと？	外国人が、現在の外国籍のままで、継続して日本に住める	外国人が、日本の国籍を取得して日本人になる
国籍	そのまま	日本
活動	なんでもできる	なんでもできる
在留期限	なし	なし
在留に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>・在留カードの更新（7年毎）</li><li>・再入国許可（1年以上日本を離れる時）</li><li>・在留資格取消し制度</li><li>・退去強制処分</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰化が許可された後はなし</li></ul>
戸籍	なし	あり
参政権	なし	あり
パスポート	そのまま	日本のパスポート

# 《まとめ》

- ① **定住化**がすすむ⇒ライフステージが変わる人が増える
- ② **ライフステージの「繋ぎ目」**で、在留資格の取得・維持が課題になってくることもある。
- ③ 外国人の方々の力を借りて、**一緒に日本社会を創っていく時代**。仲間がこの「繋ぎ目」で困難を抱えないよう、サポートが必要。
- ④ **在留資格を取得・維持するためには、早くから準備**をする必要がある。その時が来てから「どうしよう？」では間に合わないことがある。

⇒外国人の方々が困難に陥らないように**日常的に**いろいろな角度から**ウォッチ**し、必要に応じて、**早めに必要な支援に繋げる！**そんな体制を皆で！



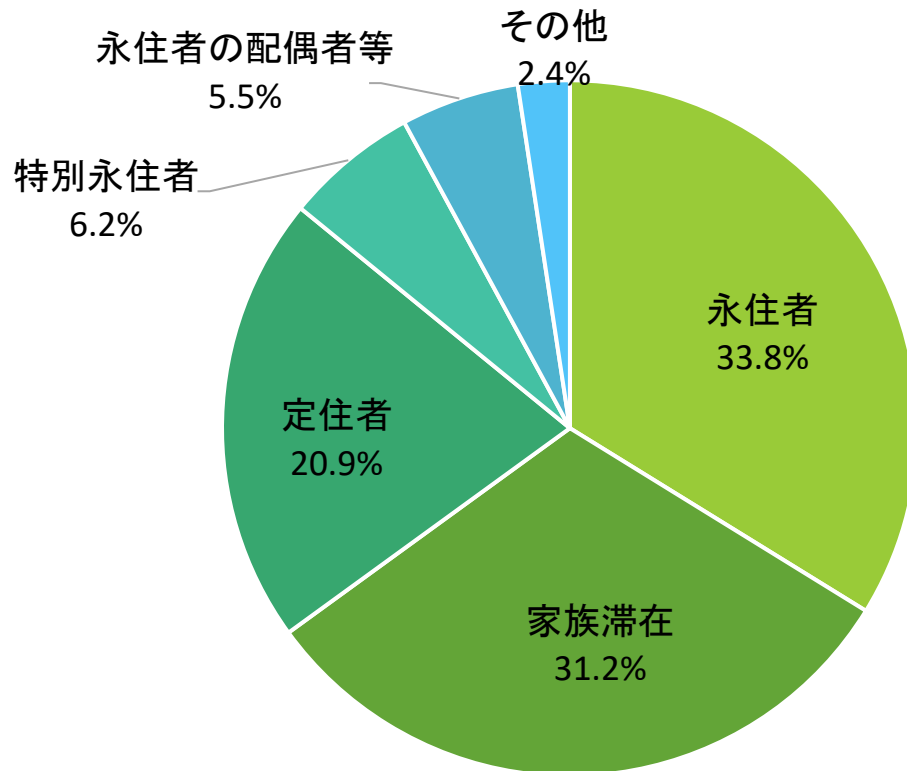
# Part 4

## 「子どもの成長と在留資格」



# 子どもの在留資格

18歳未満の子ども **281,353人** (在留外国人の**9.7%**)



## 【タイプ】

- ①親の事情、意向で一緒に来日  
または 後から呼び寄せ
- ②日本で出生

※その他：  
日本人の配偶者等  
外交、公用  
留学

引用：荒牧重人 他 編『外国人の子ども白書 第2版』（明石書店、2022年）



# 親に紐づく在留資格！

## 親の「在留資格」によって、子の「在留資格」が決まる！

- ・ 親が**就労系**の子⇒「家族滞在」（扶養を受けている必要。実子に加えて、養子・認知された非嫡出子も。）
  - ※資格外活動許可を受ければ週28時間可。
  - ※大きくなって、フルタイムで働きたい場合、このままでは問題が生じる。
- ・ **日本人**と外国人の間の子⇒ **日本国籍**、「日本人の配偶者等」
- ・ 親が**永住者**の子⇒ 日本生まれ：「永住者」「永住者の配偶者等」  
外国生まれ：「定住者」（未成年の未婚の実子で、扶養を受けている場合）
- ・ 親が**定住者**⇒「定住者」（未成年の未婚の実子で、扶養を受けている場合）

★**親と紐づかない**、自分独自の在留資格を持つ人も

「**留学**」：小学校・中学校・高校・専門学校・大学に通う場合

※定時制、通信制は「留学」の対象外



# 状況が変化したら…

- 扶養する**親がいらない**と、在留資格は維持できない！
  - 例) 親の帰国、親の死亡、親の在留資格喪失など
  - 「留学」など、**他の在留資格に変更**が可能かを検討
  
- 扶養する**親に資力がなくなったら**、在留資格は維持できない！
  - 例) 親の失業など
  - 「留学」など、**他の在留資格に変更**が可能かを検討
  - 人道的事情を訴えて、親の在留資格が維持できないか検討  
(とはいえ、きびしい)



# 状況が変化したら…

## ● 成人したら？

★定住者 →日本への「**定着性**」を考慮し、「定住者」が付与される可能性が。

※これまでの在留の状況、日本に居る必要性、将来の計画、生活能力など、個別の事情で判断されます。入管への説明をしっかりと！

★家族滞在 →**扶養を受けている場合**は、成人しても「家族滞在」を維持できる可能性が。

※これまでの在留の状況、日本に居る必要性、将来の計画、生活能力など、個別の事情で判断されます。入管への説明をしっかりと！

## ● 結婚したら？

★定住者 →日本への「**定着性**」を考慮し、そのまま「定住者」が付与される可能性が。

※これまでの在留の状況、日本に居る必要性、将来の計画、生活能力など、個別の事情で判断されます。入管への説明をしっかりと！

★家族滞在 →配偶者の**扶養を受けている場合**は、その配偶者の家族として在留資格を得ることが可能。

もしくは、他の在留資格に変更という選択肢も。





# 状況が変化したら…

●扶養から外れて、自分で働いて生活したい！

～在留資格・国籍が、就職のハードルになる場合が～

## 1) 外国籍では就けない仕事・活動も！

例： 国家公務員、地方公務員の一部  
青年海外協力隊の活動 など



## 2)「家族滞在」の子どもたちの就職

- ・親に扶養されることが前提の在留資格
- ・「資格外活動許可」を取ったら、週28時間までのアルバイトが可能
- ・週28時間を超えて働くには、在留資格を変えなければならない

他の在留資格に変更しないと、  
正社員の仕事に就くことができません



# 【事例検討】

資料①フローチャートをご用意ください

父：ネパール人  
9年前に来日。  
「技能」  
(コックさん)



母：ネパール人  
「家族滞在」  
+ 「資格外活動」



お父さんの  
ようなコックさん  
になれるかな？

子：ネパール人「家族滞在」  
3年前、13歳の時にお母さんとともに来日し、中学校  
1年生に編入。現在、16歳で日本の定時制高校1年生。

# 課題① 高校入学、高校卒業のハードル

- 高校に入学できる子は4割

※荒牧重人 他 編『外国人の子ども白書 第2版』(明石書店、2022年)

- ドロップアウト率も日本国籍の生徒より高い
- さらに不就学の子どもたちの問題も

学齢相当の外国人の子どもの住民基本台帳上の人数

区分	計(人)
小学生相当	93,474
中学生相当	39,836
小学生相当＋中学生相当	133,310

うち、**不就学の可能性**があると考えられる外国人の子どもの数  
**10,046人～13,240人**

文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）概要」（令和4年3月）より

## 課題② 企業が彼らの存在を知らない

---

外国につながる子たちを採用したいという企業が現れないことには、就職が叶わない！

### 《彼らの強み》

- 日本社会の中で育ってきた
- 語学力、外国とのネットワークなど外国につながる子たちならではの強みがある
- 在留資格の観点から、仕事の内容に制限がない子どもたちも多い など

これらを理解して、企業が積極的に雇用をしていただきたいところ



# 多角的、継続的なサポートが必要です

- 正確な実態・ニーズ把握
- 日本語学習支援・学習支援⇒就学へ  
(できれば高校入学・高校卒業まで)
- 孤立させない、心のケア
- 学校での進路指導の進め方検討
- 雇用する企業側の理解促進
- マッチングの機会
- 在留資格の「壁」の更なる解消

文科省

経産省

厚労省

入管庁

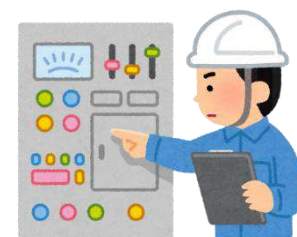
地方自治体

学校

企業


NPO・支援団体

行政書士会



# 最後に

- ◆彼らもこの**日本で生活**をしています。一緒に暮らしている仲間としての感覚を。（“特別な存在”ではなく）
- ◆日本で働く外国籍の方にも**やりがい**があり、その人の**人生**があります。
- ◆日本で暮らす外国籍の方にとって、「**在留資格**」は**ライフライン**！相談を受けたら、まずここを確認しましょう！
- ◆問題が発生しないよう、まず“**予防**”！そして、問題が発生したら“**救済**”できるような流れや連携を！
- ◆課題に気が付いたら、**早く支援に繋げる**ことが大切です！早ければ早いほど、選択肢がいくつもある可能性が。みんなで発見し、必要な支援に早く繋がしましょう！
- ◆支援の対象という視点に加えて、ともに社会を創るという視点も大切です。外国人も、日本人も、自分の強みや能力を活かせる“**総活躍社会**”を目指しましょう！



外国人にとっても、日本人にとっても、よりよい社会を、みんなで、ともに創りましょう！